



回覧 ※各係単位での回覧をお願いします。

組合分会长

※今回は管理職の方にも回覧をお願いします。

速報性の向上のために、速報の配布数は、係単位での枚数で配布しています。

2023人事院勧告

国家公務員 月例給・ボーナス

2年連続の引き上げ！！

～過去5年の平均と比べ、約10倍のベア～

2023.8.7 人事院勧告の概要 (国家公務員への勧告)

●月例給

民間給与との較差 3,869円(0.96%)を踏まえた引き上げ。

●俸給表

- 新規採用者初任給の引き上げ

大卒程度 11,000円、高卒程度 12,000円

- 初任給以外の号俸については、若年層に重点を置き、そこから改定率を遞減させる形ですべての職員の改定を行う。

⇒平均改定率：全体 1.1%

【1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%】

●ボーナス

0.10月分引き上げ(4.40月⇒4.50月)

※引き上げ分は今年度 12月期の期末手当および勤勉手当に配分。

※来年度以降は6・12月が均等になるよう配分



2023年8月7日、人事院は国家公務員に対する給与等の勧告を行いました。

今回の勧告では、**2年連続の月例給・ボーナスともにプラスの勧告となりました！**

昨年に引き続き初任給、月例給、一時金が引き上げられたこと、一時金の引き上げが、期末手当にも配分されたことは、自治労（組合）側の期待に一定応えた内容といえます。

しかし、引き上げ率が 0.96% にとどまったことについては、官民比較に基づいたものとして受け止めざるを得ないとはいえ、物価高騰下での組合員の厳しい生活実態や中高年層への引き上げ額の配分は十分なものとはいえず、不満が残るものであることは間違ありません。

市職労では、『自らの賃金・労働条件は労使交渉によって決定する』という大原則を念頭に、人事院勧告の内容を踏まえながら、以後、労使協議を進め、福井市においても、しっかりと引き上げ勧告を実施するよう求めていきます。

2023 人勧 その他 Point

■在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設。

【条件等】

- ・住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して 1箇月当たり 10 日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・手当額は月額 3,000 円
- ・在宅勤務等手当の新設に伴う勤務手当の取扱いを措置

■勤務時間に関する勧告（施行は令和 7 年 4 月 1 日）

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週 1 日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。（育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大）

■給与制度のアップデートの概要（令和 6 年に向けて措置を検討する事項の骨格案）

行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ（令和 6 年秋を目途に最終提言）

①人材の確保への対応

- ・初任給近辺の俸給月額引き上げ
- ・係長～上席補佐層の俸給の最低水準引き上げ
- ・勤勉手当の成績率上限の引き上げ等

②組織パフォーマンスの向上

- ・地域手当の大括り化等

③働き方やライフスタイルの多様化への対応

- ・扶養手当の見直し等

※令和 6 年以降も、給与水準の在り方、65 歳定年を見据えた給与カーブの在り方については、引き続き分析・研究・検討

株式会社コスマスイニシアとの協定を締結しました！

駅前再開発の A 街区に建設中の「ザ・福井タワーイニシアグラント」の管理会社である株式会社コスマスイニシアと、新築分譲マンションの斡旋に関する協定を締結しました。

特典として、職員組合から発行する紹介者カードを提出すると、紹介者の2親等までの親族の方までなら【販売物件の税抜売買価格の 1% の割引】を受けることができます。

紹介者となる方は、福井市職員労働組合の組合員、福井市消防職員互助会、福井市職労退職者会の会員です。(※管理職の方も特典を受けることができます。)また、「ザ・福井タワーイニシアグラント」の概要については、別添のチラシをご覧ください。

